

「複写機遺産」

第2回（2019-2020）募集のご案内

C.F.カールソンの発明から80年を迎えた2018年、日本画像学会は、創立60周年を記念し、オフィスの文書処理業務に革新をもたらした歴代の「現存する」複写機に搭載された技術の記憶を長くとどめ、後世に伝えるために、「複写機遺産」を認定する事業を開始いたしました。歴史的複写機を保存、展示されていらっしゃる事業者各位におかれましては、趣旨ご理解の上、複写機遺産認定事業にご協力のほどお願い申し上げます。

■ 目的

歴史に残る複写機技術関連遺産を大切に保存し、文化的遺産として次世代に伝えることを目的に、主として複写機技術に関わる歴史的遺産「複写機遺産」(Copying Machine Heritage)について日本画像学会が認定する。

■ 認定の指針

「複写機遺産」とは複写機技術の歴史を示す具体的な事物・資料であって、以下のいずれかに合致するものをいう。

- (1) 複写機技術の「発展史上」重要な成果を示すもの(工学的視点から)。
- (2) 複写機技術で「国民生活、文化、経済、社会、技術教育」に対して貢献したもの。

各項目の内容

- (1) 複写機技術発展史上重要な成果を示すもの
 - ・複写機技術で独創性または新規性のあるもの
 - ・品質または性能が優秀なもの
 - ・複写機技術の進歩発達過程において一時代を画したもの(改良発達)
 - ・新たな産業分野の創造に寄与したもの(波及効果のあったもの)
 - ・設計上特筆すべき事項のあったもの
 - ・日本のものづくりの心と技を端的に示すもの
- (2) 複写機技術で国民生活、文化・経済、社会、技術教育に対して貢献したものの
 - ・国民生活の発展、新たな生活様式の創出に顕著な貢献のあったもの
 - ・国民生活・文化に貢献したもの
 - ・地域の発展と活性化に貢献したもの
 - ・社会、文化と複写機技術の関わりにおいて重要な事象を示すもの(最初、最古のもの)
 - ・動態保存で現在も活用されているもの
 - ・製造当初の姿を良くとどめているもの
 - ・意匠上特筆に値するもの
 - ・複写機技術の継承を図る上で重要な教育的価値を有するもの

■ 認定基準

次の各項目のいずれかに該当するもので、広く複写機技術・複写機工学に寄与したもの。

- (1) 対象物が、その独自性(例えば、はじめて開発されたもの、最初のもの、現在最古のもの、以前に広く使われた複写機で使用されている最後のもの)によって区別されるもの。
- (2) その他、複写機技術史上の特徴を保有しているもの。
- (3) 既に博物館などで記念物として認定されたものも含む。

■ 認定対象

認定対象としては原則として

- (1) Landmark: 複写機を含む象徴的な建造物・構造物
- (2) Collection: 保存・収集された複写機
- (3) Documents: 歴史的意義のある複写機関連文書類

■ 対象となる時代

原則として C.F.カールソンによる電子写真技術の発明以降の製品化がなされた時代を対象とするが、必要に応じて範囲を遡及的に拡大することを妨げない。また、年代の下限は設けない。

■ 複写機遺産推薦方法、申請用紙

複写機遺産特設サイトより『複写機遺産申請書』をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、期日までに下記送付先まで E-mail または郵送にてご提出ください(申請書等をご返却いたしませんので、予めご了承下さい)。

また、昨年までに申請いただいた候補は、引き続き審査いたしますので、再度のご申請をいただく必要はございません。

■ 複写機遺産候補の推薦締切

2019年3月29日(金)

■ 複写機遺産候補の審査

2019年4月から9月にかけて、書類審査、現地視察等を行い、認定基準を満たす候補資料数点を選出します。遺産の認定を受けるには、資料所有者に下記の点にご同意いただく必要がございます。

- (1) 今後とも資料の保存と維持に努めていただくこと
- (2) 可能な範囲内で資料の公開の機会を作っていただくこと
- (3) 資料の移動や廃棄を行う場合は、事前に日本画像学会へご連絡いただくこと

■ 複写機遺産候補の認定

2019年10月(未定)に日本画像学会理事会の承認を経て、学会ホームページで公開します(公開日未定)。

2020年度の日本画像学会年次大会の中で認定遺産の紹介および、認定証の授与式を行います。(認定の内示は予めいたしますが、公開日までは口外されないようお願いいたします)

